

# 保育補助者雇上費貸付制度の手引き

## 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問い合わせ・書類の提出先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班（保育担当）

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

TEL. 043-306-7572（10:00～18:00）

FAX. 043-306-7576

※申請後に申請内容等について本会から問い合わせする場合がありますので、携帯電話等に  
本会電話番号の登録をお願いします。

## 目 次

1	保育補助者雇上費貸付制度について	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付の要件	
	(4) 貸付金額	
	(5) 申込期限	
	(6) 貸付利子	
2	申込手続き等について	3
	(1) 貸付の申込み	
	(2) 連帯保証人	
	(3) 申込受付	
	(4) 貸付の決定	
3	貸付について	5
	(1) 貸付金の交付	
	(2) 貸付契約の解除	
	(3) 貸付の休止	
4	返還について	6
	(1) 返還の内容	
	(2) 延滞利子	
5	返還猶予・返還免除について	6
	(1) 返還猶予について	
	(2) 返還の免除	
6	貸付申込から資金交付までの流れ	7
7	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	8
8	貸付金を返還することになった場合の手続き	9
9	届出義務・提出書類	10
10	よくある質問	12
11	参考資料	13
	(1) 返還猶予又は返還免除を受けられることができる従事先施設	13
	(2) 様式一覧	15

## 1 保育補助者雇上費貸付制度について

### (1) 目的

この制度は、保育士資格の新規取得者の増加を支援し、保育人材の確保及び保育士の負担軽減による離職防止を図るため、保育士の資格取得を目指す保育補助者※を新たに雇用する施設・事業所に対してその雇上げに必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

※保育補助者とは、保育士資格を持たないが、保育所等（「11 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設」（13・14頁）を参照）に勤務し保育士の補助を行う者

### (2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

### (3) 貸付の要件

保育補助者の保育士資格取得の推進など、保育士処遇改善に取り組み、次のいずれも満たす施設・事業所を貸付対象とします。ただし、千葉市内の施設の場合は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会にご相談ください。

ア 以下のいずれかの施設・事業所（県内に限る）

(ア) 保育所及び幼保連携型認定こども園（市町村が運営するものを除く。）

※公設民営の保育所は申請可能

(イ) 小規模保育事業を実施する施設<sup>(注)</sup>

(ウ) 事業所内保育事業を実施する施設<sup>(注)</sup>

イ 週30時間以上勤務する保育補助者を新たに1名雇用すること

ウ 施設を管轄する市町村長の推薦を受けること

エ 施設設置後1年以上経過していること

(注) 特例地域型保育給付費の支給の算定対象者を雇い上げる場合を除く。

### (4) 貸付金額

年額2,953,000円以内（100円未満切り捨て）

（月額246,000円以内）

※資付金使途は、保育補助者の雇上げに係る費用（報酬、給与、職員手当等）に限ります。

※貸付けできる金額は、実際の雇上げに係る費用になります。

（例：6か月の雇用期間で2,953,000円を支給することは不可）

※なお、貸付に当たっては、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上に係る経費が交付される者の雇上げに係る費用を除く。

(対象経費の例)

ア 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、業務手当、時間外勤務手当、  
期末手当及び勤勉手当等

イ 福利厚生費

家賃補助に係る費用、健康診断に係る費用等

ウ 社会保険料の事業主負担分

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、  
労働保険料（労災保険料及び雇用保険料）、子ども・子育て拠出金等

## (5) 申込期限

令和7年5月1日（木）～令和7年12月25日（木）必着

※令和7年4月1日～令和7年12月31日の間に新たに雇用する保育補助者分のみ受け  
付けます。

※予算の上限に達した時点で受付終了とします。

## (6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還となった場合、最終返還期限までに返還が完了しない場合は、延滞元金に対し年3.0%の延滞利子を徴収します。

## 2 申込手続き等について

### (1) 貸付の申込み

次の必要書類を揃えて県社協までお申し込みください。

	必要書類	申請者	連帯保証人
1	千葉県保育補助者雇上費貸付申込書 (第1号様式) ※申込書には印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。(認印は不可) ※200円の収入印紙を貼付し、印紙と申込書にかかるように消印(連帯保証人の印)を押してください。	◎	◎
2	千葉県保育補助者雇上費貸付に係る保育士勤務環境改善計画書	◎	
3	推薦状(市町村が発行したもの)	◎	
4	個人情報の取り扱いについて	◎	◎
5	当該施設の許可証の写し	◎	
6	申請者又は連帯保証人が法人である場合、当該施設の登記簿謄本 (借地の場合は賃貸借契約書の写し)	◎	◎
7	住民票(連帯保証人の住民票) ※申請書提出日から3か月以内に発行の原本 ※「個人番号」「住民票コード」「本籍地」を省略		◎
8	保育補助者の住民票	◎	
9	印鑑登録証明書原本 ※申請書提出日から3か月以内に発行の原本	◎	◎
10	保育補助者の雇用契約書の写し	◎	
11	直近の所得金額を証する書類 ※源泉徴収票の写し、確定申告書(控)の写し等	◎	◎

※その他、県社協会長が必要と認めた書類を提出していただく場合があります。

### (2) 連帯保証人

申請者が法人である場合には、当該法人の代表者を含み、次の条件を満たす方とします。

ア 年収1,500,000円以上有する方

※確定申告書等の「所得金額」で審査します。「収入金額」ではありませんのでご注意ください。

- イ 申請時点で75歳以下の方
- ウ 連帯保証人はそれぞれ別生計であり、配偶者でないこと
- エ 未成年者及び学生でないこと
- オ 債務整理中でないこと
- カ 無収入の方や生活保護受給者等でないこと

### (3) 申込受付

貸付申込書は、千葉県福祉人材センターホームページからダウンロードし、記入後、添付書類と併せて県社協宛て送付してください。

申込書類の送付は、レターパックや簡易書留、特定記録郵便などの追跡可能な方法で、県社協に送付してください。

※予算上限があることから、事前にお電話でご連絡の上、お申し込みください。

※千葉県福祉人材センターホームページ (<https://www.chibakenshakyo.net>)

※貸付申込書記入上の注意

ア 訂正がある場合は、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押印してください。

イ 消せるボールペンで記入しないでください。

ウ 申込書に記入漏れがある場合には、貸付の可否を判断することができませんので、必ず全ての項目を御記入ください。記入漏れが解消されるまでは、貸付審査ができません。

### (4) 貸付の決定

提出された書類を審査し、貸付の可否を決定します。

貸付決定の場合は、県社協会長と貸付決定者間で借用証書により貸付に係る契約を締結します。

借用証書を送付する際は、レターパックや簡易書留、特定記録郵便などの追跡可能な方法で、県社協に送付してください。

(提出書類)

ア 借用証書（収入印紙を貼付してください。）

※収入印紙の金額は貸付額により異なります。

イ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し

### 3 貸付について

#### (1) 貸付金の交付

貸付金は貸付契約に基づき、年1回指定口座に送金します。  
(申込みから2か月程度)

#### (2) 貸付契約の解除

貸付決定後に次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

ア 貸付対象者が当該施設を廃止したとき

イ 保育補助者が死亡したとき、又は心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、貸付対象者が速やかに他の保育補助者を雇用しなかったとき

ウ その他、貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(例) 当該保育補助者が、貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得できなかったとき

※免除要件は、「保育士登録」ではなく「保育士資格」の取得になりますのでご注意ください。

#### (3) 貸付の休止

貸付対象者が当該施設を休止したとき、又は保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき

## 4 返還について

### (1) 返還の内容

- ア 次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。  
ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除きます。
- (ア) 貸付契約が期間満了となったとき
  - (イ) 貸付契約が解除されたとき
  - (ウ) 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
  - (エ) 貸付期間中（3年間を限度）に、当該保育補助者が保育士資格を取得できなかったとき
- イ 返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からとします。
- ウ 返還期間は、貸付を受けた月数の倍の期間となります。
- エ 返還方法は、月賦、半年賦、一括のいずれかとします。
- オ 借受人及び連帯保証人は、県社協が指定する口座へ振込をお願いします。  
なお、手数料は借受人及び連帯保証人の負担となります。

### (2) 延滞利子

貸付金を最終返還期限までに返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

## 5 返還猶予・返還免除について

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を提出してください。

### (1) 返還猶予について

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるときは返還の猶予が可能になります。

### (2) 返還の免除

借受人が新たに雇用した保育補助者が、貸付期間中引き続き当該施設において保育の補助等に従事し、かつ、当該保育補助者が貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得したとき



## 6 貸付申込から資金交付までの流れ

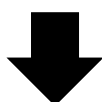
### 貸付申込

千葉県保育補助者雇上費貸付申込書（第1号様式）に必要書類を添付し、県社協に提出してください。



### 審査及び貸付決定

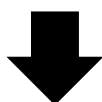
- (1) 県社協が貸付の可否を決定します。
- (2) 保育補助者雇上費貸付承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により貸付の可否を申請者及び連帯保証人に通知します。



以下は、貸付決定の場合

### 契約

- (1) 貸付決定者に借用証書を送付します。
- (2) 貸付決定者は以下の書類を県社協に提出してください。
  - ア 保育補助者雇上費貸付借用証書（第8号様式）
  - イ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し



### 資金の交付

借用証書に記載された口座に雇上費を送金（一括交付）します。

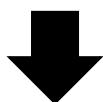
## 7 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

### （1）返還猶予の場合

#### 返還猶予申請

以下の書類を県社協に提出してください。

- ア 返還猶予申請書（第10号様式）
- イ 罹災証明書、医師の診断書等



#### 返還猶予決定

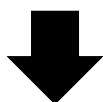
県社協が返還猶予の可否を決定し、保育補助者雇上費貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第11号様式）により借受人に通知します。

### （2）返還免除の場合

#### 返還免除申請

貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき、又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときは、以下の書類を県社協に提出してください。

- ア 返還免除申請書（第12号様式）
- イ 保育補助者が取得した保育士証の写し

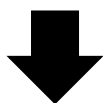


#### 返還免除決定

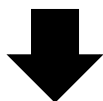
県社協から返還免除の可否を保育補助者雇上費貸付返還免除承認（不承認）通知書（第13号様式）により借受人に通知します。

## 8 貸付金を返還することになった場合の手続き

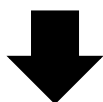
(1) 貸付契約の解除事由が発生



(2) 県社協に連絡してください。



(3) 貸付契約の解除要件に該当



(4) 貸付契約解除・返還決定

ア 借受人・連帯保証人は県社協に停止・再開・辞退等届（第4号様式）及び返還計画書（第9号様式）を提出してください。

イ 県社協は返還解除通知を借受人・連帯保証人に送付します。借受人・連帯保証人は、返還計画どおりに返還金を納付してください。

ウ 返還完了となった場合には、借受人に借用証書を返却します。

## 9 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合、借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）は速やかに県社協に必要書類を提出してください。

### （１）借受人又は連帯保証人の住所・氏名の変更があったとき

提出書類名	様式番号	事由
貸付契約事項変更届 (添付書類：住民票)	第14号	借受人又は連帯保証人の住所・氏名を変更するとき

### （２）保育補助者に以下の事由が生じたとき

提出書類名	様式番号	事由
停止、再開、辞退等届	第4号	保育補助者が休職、復職したとき
貸付契約事項変更届 (添付書類：雇用契約書)	第14号	保育補助者の退職後、新たに保育補助者を雇用したとき

### （３）貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得したとき、又は貸付終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれるとき

提出書類名	様式番号	事由
返還免除申請書 (添付書類：保育士証の写し)	第12号	保育補助者が保育士資格を取得し、免除申請をするとき

### （４）貸付期間中に貸付を辞退又は保育補助者が退職し、新たに雇用しないとき

提出書類名	様式番号	事由
停止・再開・辞退等届 (添付書類：退職届)	第4号	貸付を辞退するとき
返還計画書	第9号	貸付金を返還するとき

### （５）貸付期間終了時に保育補助者が保育士資格を取得できず、かつ今後1年で取得の見込みもなく退職するとき

提出書類名	様式番号	事由
返還計画書	第9号	貸付金を返還するとき

### （６）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき

提出書類名	様式番号	事由
返還猶予申請書	第10号	貸付金の返還猶予を申請するとき

(7) 貸付延長を申請するとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育補助者雇上費貸付 期間延長申請書	第17号	貸付延長を申請するとき

(8) 連帯保証人を変更するとき

提出書類名	様式番号	事由
連帯保証人変更申請書兼連帯 保証書	第15号	連帯保証人を変更するとき

## 10 よくある質問

Q 1 保育補助者を2名雇用しました。2名分の貸付を申請することはできますか？

A 1 保育所等一箇所あたり、保育補助者1名分の貸付を申請することができます。複数名の保育補助者の雇上げ費用を充当することはできません。

Q 2 保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業の該当者を保育補助者雇上費の対象者とすることはできますか？

A 2 両事業とも国の補助金ですので、併用はできません。

Q 3 貸付期間中に保育補助者が保育士資格を取得した場合には、貸付はどうなりますか？

A 3 保育補助者が貸付期間中に保育士資格を取得した場合は、貸付契約は終了し返還免除の手続きをとっていただきます。

その後、別の保育補助者で新たに貸付を希望する場合には、別途申請が必要です。

## 11 参考資料

### (1) 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設
		肢体不自由児施設「整肢療護園」
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	児童福祉法	
	第6条の2の2第2項	児童発達支援(児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設)
	第6条の2の2第4項	放課後等デイサービス(児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設)
	第7条	保育所(認可保育所)、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6	指定保育士養成施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に掲げるもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか、知事が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する第6条の3第9項から第13項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定する事業であって、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業

区域	法令・通知等		施設等種別
県内施設	児童福祉法	第6条の3第2項に規定する事業であって、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業（学童保育）
		第6条の3第7項に規定する事業であって、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
県内施設	学校教育法	第1条	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
			幼稚園のうち、認定こども園に移行を予定している施設
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁育成局長通知）」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設	企業主導型保育事業



(2) 様式一覧

様式	様 式 名
第1号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付申込書
別 紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報取り扱いについて
第2号様式	推薦状
別 紙	改善計画書
第3号様式	保育補助者雇上費貸付承認（不承認）決定通知書
第4号様式	停止・再開・辞退等届
第5号様式	保育補助者雇上費貸付契約解除通知書
第6号様式	保育補助者雇上費貸付停止通知書
第7号様式	保育補助者雇上費貸付再開通知書
第8号様式	保育補助者雇上費貸付借用証書
第9号様式	返還計画書
第10号様式	返還猶予申請書
第11号様式	保育補助者雇上費貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第12号様式	返還免除申請書
第13号様式	保育補助者雇上費貸付返還免除承認（不承認）通知書
第14号様式	貸付契約事項変更届
第15号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第16号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第17号様式	千葉県保育補助者雇上費貸付期間延長申請書
第18号様式	保育補助者雇上費貸付期間延長承認（不承認）決定通知書